

介護老人福祉施設 福寿荘
「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(第 2570100087 号)

当施設はご利用者様に対して指定介護老人福祉施設と併設して、短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容において、ご注意して頂きたいことを次の通り説明します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定審査の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

【目次】

1. 施設運営法人	1
2. 利用施設	1・2
3. 施設の目的	2
4. 居室の概要	2
5. 職員の配置状況	2～3
6. 主な職員の勤務体制	3～4
7. 当施設が提供するサービスと利用料金	4～11
8. サービスの利用に関する留意事項	11～12
9. 緊急時及び事故発生時等における対処方法	12
10. その他留意事項	12
11. 苦情の受付について	13
12. 個人情報の取り扱いについて	14

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 華頂会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市大萱七丁目 7 番 1 号
- (3) 電話番号 077-545-2160
- (4) 代表者氏名 加藤 英材
- (5) 設立年月日 昭和46年1月16日

2. 利用施設

施設の種類 指定短期入所生活介護

平成12年3月17日指定第2570100087号

* 当事業所は介護老人福祉施設福寿荘に併設されています。

3. 施設の目的

要介護状態にある高齢者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設 福寿荘
- (4) 施設の所在地 滋賀県大津市大萱七丁目7番1号
- (5) 電話番号 077-545-2160
- (6) 施設長(管理者) 早瀬 司
- (7) 開設年月日 平成12年4月1日
- (8) 入所定員 5名

4. 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備を用意しております。

(1) 居室

居室の種類	室数	面積
1人部屋	5室	87.96 m ²
2人部屋	7室	132.46 m ²
4人部屋	29室	1095.29 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	特 色
食 堂	2室	1階・2階利用者は2階の食堂、3階利用者は3階の食堂
機能訓練室	1室	食堂を兼用
浴 室	2室	1階・3階利用者は1階浴室使用 2階利用者は2階浴室使用 臥床式特殊浴槽2台・座位式特種浴槽3台
医務室・静養室	1室	1階に設置
談話コーナー	4室	1階に2か所、2階に1か所、3階に1か所

5. 職員の配置状況(令和6年4月1日現在)

当施設では利用者様に対して介護老人福祉施設福寿荘の職員が、短期入所生活介護職員を兼務して、以下の職種、人数の職員を配置しています。

職	職務内容	人員数
施設長 (管理者)	施設従事者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、施設従事者に関係法令等に定められた規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	1名

医師	入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。	1名
看護師	主として入所者の健康管理や療養上の世話を行う。日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための各種訓練を行う。	8名
介護職員	入所者の施設サービス計画に基づき、日常生活上介護並びに健康保持のための相談・援助を行う。	56名
生活相談員	管理者の補助並びに入所者またはその家族の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行うとともに、施設サービス計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。	5名
管理栄養士	食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に提供するよう指導・管理する。また、入所者の使用する食器、その他の設備や飲用に供する水について、医師・看護師及び施設従事者と協力し、衛生的な管理に努める。	1名
介護支援専門員	入所者の施設サービス計画の原案を作成し、入所者またはその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得る。また、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。	4名
機能訓練指導員	日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための各種訓練を行う。	2名

6. 主な職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	
医師	9:00～18:00	
看護職員	日勤	8:30～17:30
	遅出	9:30～18:30
介護職員	早出A	6:30～15:30
	早出B	7:00～16:00
	日勤	9:00～18:00
	遅出A	10:30～19:30
	遅出B	11:00～20:00

	夜 勤 A	16:30～9:30
	夜 勤 B	17:30～10:30
生活相談員	9:00～18:00	
管理栄養士		
介護支援専門員		
事務員		

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設が提供する基準該当サービスとして、以下のサービスについては介護保険からの給付が受けられます。(給付割合は利用者様の所得に応じて7割・8割、9割が給付されます)

① 居室の提供

② 食事

・当施設では管理栄養士の立てる献立表による栄養並びに利用者様の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。なお、利用者様の自立支援のために食堂にて食べて頂いています。

(食事時間)

朝食… 7:30～8:00 昼食…12:00～12:30 おやつ…15:00～15:30

夕食…18:00～18:30

③入浴

・週2回を基準回数として入浴を援助しますが、心身の状態により入浴が困難な場合は清拭を援助します。また利用日数によっては入浴が1回となる場合もございます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を活用した援助を行います。

⑤健康管理

・医師や看護職員が健康管理を行いません。

⑥生活相談及び助言

・生活相談員や介護支援専門員が生活相談等について対応いたします。

⑦送迎

・利用者様の心身の状態、家族様等の事情からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者様に対して、送迎範囲内であれば車での送迎を行いません。

(送迎範囲…通常事業の実施地域は、大津市及び草津市となります)

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床して頂けるように配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えが行える様配慮します。
- ・清潔で快適な生活を送る為に、適切な整容を援助します。

(2) 基準介護サービス以外のサービス

以下のサービスは利用料金の全額が利用者様の負担となります

① 理容・美容サービス

・理容師・美容師の出張による理容・美容サービス(調髪、顔剃、洗髪等)をご利用頂けます。

料金：業者との協定料金

② レクリエーション、クラブ活動

・利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂きます。

利用料金：材料費等の実費

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金など利用者様の日常生活に要する費用で、利用者様に負担が適当であるものに係る費用はお支払いをお願いします。

*おむつ代は介護保険の給付対象であり、ご負担はありません。

【サービス利用料金】

次ページ以降の介護保険単位表、料金表に基づき、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額と、介護保険給付対象外である居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は利用者様の要介護度及び自己負担割合に応じて異なります)

市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者世帯)や生活保護などで介護保険負担限度額認定を受けておられる方は、区分に応じて居室に係る費用や食費の負担が軽減されます。

※利用者の負担割合は、介護保険負担割合証に記載された割合となります。

介護保険単位表

事業所番号 2570100087 令和6年6月1日時点

① 基本サービス費

サービス名称	単位数	備考
併設短期入所生活介護費Ⅱ1	603	従来型多床室を利用される場合にあって算定される、1日当たりの介護度別単位数です。
併設短期入所生活介護費Ⅱ2	672	
併設短期入所生活介護費Ⅱ3	745	
併設短期入所生活介護費Ⅱ4	815	
併設短期入所生活介護費Ⅱ5	884	
併設短期入所生活介護費Ⅰ1	603	従来型個室を利用される場合にあって算定される、1日当たりの介護度別単位数です。
併設短期入所生活介護費Ⅰ2	672	
併設短期入所生活介護費Ⅰ3	745	
併設短期入所生活介護費Ⅰ4	815	
併設短期入所生活介護費Ⅰ5	884	

② 当事業所において対象となる加算

加算名称	単位数	備考
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	夜勤を行なう介護職員又は、看護職員の数が最低基準を1以上、上回っていることにより算定される加算です。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であることにより算定される加算です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	—	月間の総単位数×14%の10%or20%or30%

③ 上記以外に必要な応じて算定される加算等

加算名称	単位数	備考
送迎加算	184	送迎が行われた場合算定される加算です。
緊急短期入所受入加算	90	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が必要と認められた場合に算定される加算です。
短期生活療養食加算	8	医師の発行する食事箋に基づき栄養士等により特別な食事を提供した場合に算定される加算です。(1回につき、一日つき3回を限度)
減算名称	単位数	備考
短期生活長期利用者提供減算	30	同一事業所を連続30日を超えて利用する場合に算定される減算です。
サービス名称	単位数	備考
長期併設短期生活Ⅱ1	573	同一事業所を連続60日を超えて、従来型多床室を利用される場合にあって算定される、1日当たりの介護度別単位数です。
長期併設短期生活Ⅱ2	642	
長期併設短期生活Ⅱ3	715	
長期併設短期生活Ⅱ4	785	
長期併設短期生活Ⅱ5	854	
長期併設短期生活Ⅰ1	573	同一事業所を連続60日を超えて、従来型個室を利用される場合にあって算定される、1日当たりの介護度別単位数です。
長期併設短期生活Ⅰ2	642	
長期併設短期生活Ⅰ3	715	
長期併設短期生活Ⅰ4	785	
長期併設短期生活Ⅰ5	854	

自己負担割合 1割の利用者様適用料金表 【多床室／個室】

令和 6 年 8 月 1 日時点

① 【短期入所生活介護利用料金自己負担額(1日当たり)】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費自己負担額	637	709	786	860	933
夜勤職員配置加算Ⅰ自己負担額	14				
サービス提供体制強化加算Ⅱ自己負担額	19				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ自己負担額	月間の総単位数×14%の10%				
(介護職員処遇・特定処遇改善加算Ⅰ)を除く自己負担額合計	670	742	819	893	966

② 【居室に係る自己負担金額(費用)(1日当たり)】

単位：円

負担限度額認定区分	1段階	2段階	3段階①・②	4段階
多床室に係る自己負担額(費用)	0	430	430	960
従来型個室に係る自己負担額(費用)	380	480	880	1310

③ 【食事に係る自己負担金額(費用)(1日・1食当たり)】

単位：円

負担限度額認定区分	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
朝食自己負担額(費用)	300	600	1000	1300	240
昼食、おやつ自己負担額(費用)					680
夕食自己負担額(費用)					580
経管栄養に係る自己負担額(費用)	300	600	1000	1300	1食あたり500
1日合計自己負担額(費用)	300	600	1000	1300	1500

【送迎加算に係る自己負担額】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
送迎加算に係る自己負担額(片道につき)	195				

【上記以外に必要なに応じて係る自己負担額】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
緊急短期入所受入加算自己負担額	95				
短期生活療養食加算自己負担額(1回につき)	9				
短期生活長期利用者提供減算	-32				

【連続 60 日を超えて利用される場合】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費自己負担額	605	678	755	829	901

* 単位表記載の単位数に大津市の地域単価 10.55 円を乗じた額から保険給付額を減算した金額を自己負担額として記載しています。実際の請求金額には、総単位数によって誤差が生じます。

自己負担割合 2 割の利用者様適用料金表【多床室／個室】

令和 6 年 8 月 1 日時点

① 【短期入所生活介護利用料金自己負担額（1 日当たり）】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費自己負担額	1273	1418	1572	1720	1866
夜勤職員配置加算 I 自己負担額	28				
サービス提供体制強化加算 II 自己負担額	38				
介護職員等処遇改善加算 I 自己負担額	月間の総単位数 × 14% の 20%				
(介護職員処遇・特定処遇改善加算 I) を除く自己負担額合計	1339	1484	1638	1786	1932

② 【居室に係る費用（1 日当たり）】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室に係る費用	960				
従来型個室に係る費用	1310				

③ 【食事に係る費用（1 食あたり）】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
朝食に係る費用	240				
昼食、おやつに係る費用	680				
夕食に係る費用	580				
経管栄養に係る費用	1 食あたり 500				
一日の合計費用	1500				

【送迎加算に係る自己負担額】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
送迎加算に係る自己負担額(片道につき)	389				

【上記以外に必要なに応じて係る自己負担額】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
緊急短期入所受入加算自己負担額	190				
短期生活療養食加算自己負担額(1 回につき)	17				
短期生活長期利用者提供減算	-64				

【連続 60 日を超えて利用される場合】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費自己負担額	1209	1355	1509	1657	1802

* 単位表記載の単位数に大津市の地域単価 10.55 円を乗じた額から保険給付額を減算した金額を自己負担額として記載しています。実際の請求金額には、総単位数によって誤差が生じます。

自己負担割合 3 割の利用者様適用料金表【多床室／個室】

令和 6 年 8 月 1 日時点

① 【短期入所生活介護利用料金自己負担額(1日当たり)】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費自己負担額	1909	2127	2358	2580	2798
夜勤職員配置加算 I 自己負担額	42				
サービス提供体制強化加算 II 自己負担額	57				
介護職員等処遇改善加算 I 自己負担額	月間の総単位数×14%の30%				
(介護職員処遇・特定処遇改善加算 I)を除く自己負担額合計	2008	2226	2457	2679	2897

② 【居室に係る費用(1日当たり)】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室に係る費用	960				
従来型個室に係る費用	1310				

③ 【食事に係る費用(1食あたり)】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
朝食に係る費用	240				
昼食、おやつに係る費用	680				
夕食に係る費用	580				
経管栄養に係る費用	1食あたり 500				
一日の合計費用	1500				

【送迎加算に係る自己負担額】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
送迎加算に係る自己負担額(片道につき)	583				

【上記以外に必要なに応じて係る自己負担額】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
緊急短期入所受入加算自己負担額	285				
短期生活療養食加算自己負担額(1回につき)	26				
短期生活長期利用者提供減算	-95				

【連続 60 日を超えて利用される場合】

単位：円

利用者様の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費自己負担額	1814	2032	2263	2485	2703

* 単位表記載の単位数に大津市の地域単価 10.55 円を乗じた額から保険給付額を減算した金額を自己負担額として記載しています。実際の請求金額には、総単位数によって誤差が生じます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金及び費用は原則1月分の料金及び費用を月末に計算し、翌月上旬を目途に請求書を発送しております。請求書が届き次第、振込、もしくは窓口にて現金でお支払い下さい。なお滋賀銀行に口座をお持ちの方につきましては口座引き落としの手続きも可能ですので御相談下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

・利用予定期間の前に利用者様の都合により短期入所生活介護サービスのご利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービス利用の前日までに担当の介護支援専門員を通じて当事業所に申し出て下さい。

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により利用者様の希望する期間にサービスが提供出来ない場合、他の利用可能日時を利用者様に提示して協議します。

・利用者様がサービスを利用されている期間中でも利用を中止することが出来ません。その場合既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払い下さい。

8. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたっては、サービスの提供を受けられる利用者様の快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

・ご利用に際しては身の回りの衣類や日常生活上必要な物品を除き、原則として持ち込むことが出来ません。

(2) 施設・設備の使用上の注意

・居室、共用設備及び敷地を本来の用途に従ってご利用して下さい。

・故意又は過失により施設、設備を壊したり汚したりした場合には利用者様の負担により原状に回復するか、あるいは相当の代価をお支払い頂く場合があります。

・利用者様に対するサービスの実施、安全衛生など管理上必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り必要な措置を講じることが出来るものとします。この場合、利用者様等のプライバシーの保護に十分な配慮をします。

・当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことは出来ません。

(3) 禁煙

・当施設内は全館禁煙となっており、喫煙者の方に至っては禁煙をお願いしております。

(4) サービス利用中の医療提供について

・医療を必要とされる場合は利用者様の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療及び入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療及び入院治療を義務付けるものでもありません。

医療機関の名称	淡海医療センター（草津総合病院）
所在地	草津市矢橋町 1 6 6 0
診療科	総合内科・外科・皮膚科・眼科・放射線科・他

医療機関の名称	琵琶湖養育院病院
所在地	大津市大萱七丁目 7 - 2
診療科	外科・内科・消化器科・放射線科・皮膚科・整形外科・神経内科

9. 緊急時及び事故発生時等における対処方法

利用者様の健康状態が急変した場合や事故が発生した場合は、家族様や医師に速やかに連絡を取る等の必要な措置を講じます。また、必要に応じて保険者である市町村にも連絡をします。

事業者は、介護サービスの提供によって事業者の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。但し、その損害の発生について利用者様の故意または過失が認められる場合は、利用者様の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

10. その他の留意事項

(1) 非常災害の発生の際に、その事業を継続することができるよう他の関係機関と連携し協力することが出来る体制を構築するよう努めます。

(2) 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他職員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律「平成 3 年法第 77 号」第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)ではありません。

(3) 事業者は、その運営において暴力団員の支配を受けません。

(4) 事業者は、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対し研修の機会を確保します。

(5) 事業者は当該利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為を行ってはならない旨を定めたところですが、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとします。

(6) 高齢者は日常生活でも転倒して骨折等が起こる可能性があり、施設内でも歩行時等に同様のことが起こることがあります。職員の見守りには限界があることについて、ご理解いただきますようお願いいたします。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)

【氏名】 古川 政史

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

大津市役所介護保険課	所在地 〒520-8575 大津市御陵町 3-1 電話番号 077-528-2753 FAX 077-526-8382 受付時間 9:00～17:00
草津市役所介護保険グループ	所在地 〒525-8588 草津市草津三丁目 13-30 電話番号 077-561-2369 FAX 077-561-2480 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会相談窓口	所在地 〒520-2244 大津市京町 4丁目 3-28 電話番号 077-510-6605 FAX 077-510-6606 受付時間 9:00～17:00
滋賀県社会福祉協議会	所在地 〒520-0072 草津市笠山 7丁目 8-138 電話番号 077-567-3920 FAX 077-567-3923 受付時間 9:00～17:00

12. 個人情報の取り扱いについて

以下の規定に沿って利用者様の個人情報を取り扱います。

(1) 利用期間

介護サービスの提供に必要な期間

(2) 利用目的

- ・ 介護認定の申請、更新、変更等のため
- ・ 介護サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議等への情報提供のため
- ・ 医療機関、福祉関係事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ・ 医療サービスの利用を希望している場合、又は主治医等の意見を求める必要がある場合
- ・ 当該事業所内におけるカンファレンスのため
- ・ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議等への情報提供のため
- ・ 緊急時における連絡等の場合
- ・ その他サービス提供に必要な場合

(3) 利用条件

- ・ 個人情報の提供は必要最低限とし、サービスの提供に係る目的以外には決して使用しないこと。
- ・ 介護サービスの利用に伴う契約の締結前からサービス提供終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- ・ 個人情報を利用した会議を開催する場合には、出席者を明示して会議の内容経過を記録し、開示の要請があれば速やかに提示すること。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名称： 住 所 滋賀県大津市大萱七丁目7番1号
事 業 者 社 会 福 祉 法 人 華 頂 会
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 福 寿 荘
代 表 者 理 事 長 加 藤 英 材 ㊞

説明者氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受けました。

本 人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

代 理 人 住 所 _____
家 族

氏 名 _____ ㊞

(本人との続柄)

平成12年 4月1日制定
平成13年 1月1日一部改定
平成13年 4月1日一部改定
平成14年10月1日一部改定
平成15年 4月1日一部改定
平成16年 4月1日一部改定
平成17年 1月1日一部改定
平成17年10月1日一部改定
平成18年 2月1日一部改定
平成18年 4月1日一部改定
平成18年10月1日一部改定
平成20年 4月1日一部改定
平成21年 4月1日一部改定
平成23年 4月1日一部改定
平成24年 4月1日一部改定
平成25年 4月1日一部改定
平成25年12月1日一部改定
平成26年 4月1日一部改定
平成26年 8月1日一部改定
平成27年 4月1日一部改定
平成27年 8月1日一部改定
平成28年 4月1日一部改定
平成28年 8月4日一部改定
平成28年 9月1日一部改定
平成29年 4月1日一部改定
平成30年 4月1日一部改定
平成30年 8月1日一部改定
平成30年12月21日一部改定
令和元年10月1日一部改定
令和2年3月1日一部改定
令和2年5月1日一部改定
令和3年4月1日一部改訂
令和3年8月1日一部改訂
令和6年4月1日一部改訂
令和6年6月1日一部改訂
令和6年8月1日一部改訂